

「技術者等及び現場代理人の適正配置について」の改正及び「市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」の廃止について

1. 「技術者等及び現場代理人の適正配置について」の改正

(1) 改正の概要

- ① 現場代理人の常駐義務を緩和する請負金額（税込）を「1,000万円未満」から「4,000万円未満」に引き上げた。
- ② 「市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」の内容を統合するため、次の内容を追加した。
 - ア 他の工事と兼務する場合の連絡体制の確保
 - イ 問題が生じた場合の措置
- ③ 文言の整理等を行った。

(2) 適用年月日

令和6年4月1日以降に締結する契約から適用する。

2. 「市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」の廃止

(1) 廃止の概要

「技術者等及び現場代理人の適正配置について」に内容を統合するため、廃止する。

(2) 廃止年月日

令和6年3月31日